

柏市地域見守りネットワーク事業に関する協定書（案）

柏市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇事業者（以下「乙」という。）とは、地域の住民の安否を見守る「柏市地域見守りネットワーク事業」に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の日々の営業活動を通して、市内に居住する住民（以下「住民」という。）の生命、身体に係る異変（以下「異変」という。）を発見した場合に、甲にその旨を通報し、乙から当該通報を受けた甲が適切な対応を行うことにより、市民の孤立死等を未然に防止するとともに、社会的孤立に対する地域の見守り体制を構築することで、住民の福祉向上を図ることを目的とする。

（事業への参画）

第2条 乙は、甲に対し「柏市地域見守りネットワーク事業」への申出を行い、この協定の締結をもってこの事業に参画する。

（対象地域）

第3条 この協定は、市内の全域をその対象区域とするものとする。

（通報）

第4条 乙は、住民の異変を発見した場合には、当該住民の氏名、住所及び異変に関する事項のうち開示可能なものについて、甲に通報するものとする。ただし、乙は、異変による住民の生命、身体等に係る危険が切迫していると思慮する場合には、甲への通報に先立ち、所轄の消防署又は警察署に通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に要する費用を負担するものとする。

3 乙から第1項の通報を受けた甲は、乙より提供された情報と行政関係各課の業務にて蓄積された当該住民の情報と照らし合わせて、当該住民の状況を確認し、当該住民への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等に関わる活動を実施するものとする。

（公表）

第5条 甲は、この協定を締結した事業者として、乙の名称、住所、連絡先等を公表することができる。ただし、乙が公表を希望しない旨を事前又は事後に申し出た場合は、この限りではない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく住民の安否を見守る活動により知り得た情報を第三者に漏らし、又は第1条に定める目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間の終了後も、同様とする。

（免責）

第7条 乙は、第4条第1項の通報を行ったこと又は行わなかったことについて甲に

対し、一切の責を負わないものとする。

(会議への参加)

第8条 乙は、甲が主催する「柏市地域見守りネットワーク事業」についての連絡会議に積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年3月31日までとする。

2 前項の期間の満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がない場合は、有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(本協定の破棄)

第11条 乙は、甲に対する申し入れによって、この協定を破棄することができる。

2 甲は、乙が事業に協力するに当たりこの協定に違反したとき又は乙が事業に協力するに当たり不適當な事由があると認めるときは、乙に対して通告によりこの協定を破棄することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 〇年 〇月 〇日

千葉県柏市柏五丁目10番1号

甲 柏市

市長 太田和美

乙